

2022



DISCLOSURE
DISCLOSURE

フリンキン

目次

ごあいさつ	1
地域貢献ディスクロージャー	2
総代会	3
1. 概況及び組織に関する事項	6
■ 理念	
■ 経営方針	
■ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	
■ 金融商品に係る勧誘方針	
■ 事務所の名称及び所在地	
■ 事業の組織	
■ 理事及び監事の氏名及び役職名	
■ 営業地区	
■ 自動機設置状況	
■ 業界関連会社（出資先）	
■ 当金庫の沿革	
2. 主要な事業の内容	16
3. 主要な事業に関する事項	17
■ 第99期（2021年度）における事業の概況	
■ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
■ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
4. 事業の運営に関する事項	30
■ リスク管理の体制	
■ 法令等遵守（コンプライアンス）の体制	
■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	
■ 金融ADR制度への対応	
■ 地域金融円滑化について	
5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	36
■ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	
■ 監査報告書	
■ 債権の状況	
■ 役職員の報酬体系の情報開示について	
自己資本の充実の状況（自己資本比率規制の第3の柱）	50
■ 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項	50
1. 自己資本の構成に関する開示事項	50
2. 定量的な開示事項	52
3. 定性的な開示事項	59

ごあいさつ

平素より津信用金庫に格別のご愛顧とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

第99期（2021年度）事業概況と経営内容を開示する「ディスクロージャー2022」を作成いたしました。ご高覧いただければ幸いに存じます。

2021年度のおが国の経済情勢は、コロナ禍と米中対立の長期化及びロシアのウクライナ侵攻開始による影響を大きく受けました。また金融情勢は、日本銀行の金融緩和（超低金利）政策による影響が続きました。そのような環境の中ではありましたが、当金庫は選択と集中に徹しました結果、高い自己資本比率を保ちながら、十分な当期純利益と高い出資配当率を継続することができました。

さて、1923（大正12）年に地域の商工業振興を目的として創立された当金庫は、近年はそれに加えて、高い金利でお預かりした資金を低い金利でご融資することにより、地域社会に貢献することをもう一つの目的としてまいりました。それらの目的を達成するためには、「健全経営」が必要条件であると考えましたので、「簡素・公平・透明」を経営指針として、「低コスト」な経営体制を構築する努力を積み重ねてまいりました。

おかげさまで、2023（令和5）年3月16日には、創立100周年を迎えることができます。これもひとえに、皆様のご愛顧とご支援の賜物であり、心よりの感謝を申し上げます。

これからも、皆様から信頼していただけますよう、役職員一同真摯に取り組んでまいりますので、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年 7月

理事長 古川 和男

地域貢献ディスクロージャー

当金庫は、津市・松阪市（旧飯南町、旧飯高町は除く）・鈴鹿市の3市を営業地区として、これら地区内の中小企業者や住民が出資して会員となり、お互いに助け合い、発展することを共通の理念として設立・運営している相互扶助型の地域金融機関であります。

当金庫は、社会的な要請に応じて「経営の透明性」を重視するとともに、「預金者保護」、「不良債権の発生防止」、「ローコスト経営」、「当地マーケットでのビジネスの徹底」、「迅速で確実な情報公開」などを重視して、堅実経営に徹することを基本理念としております。

また、当地域のお客さまの大切な資金を「安全」、「確実」、「有利」にお預かりし、お客さまの必要とする資金を「低利」、「安全」に融資する業務やその他の金融取引などを通じて、地域経済の発展に寄与するとともに、お客さまから信頼される金融機関となるべく、コンプライアンス（法令等遵守）の徹底を図り、金融機関としての社会的な責任を果たすように努力を傾注しております。

なお、当金庫では、従来からお取引をいただく皆様へ ① 定期預金利息の高率付利 ② 低金利貸出の推進 ③ 出資配当率8%の継続などの諸施策を講じてまいりましたが、これらは「地域貢献」の最たるものであると確信しております。

今回のディスクロージャー誌の発行にあたり、当金庫の全貌を可能な限り詳細に開示することとしましたので、ご高覧に賜りますようお願い申し上げます。



三重県津市の花「ツツジ」

総代会

1. 総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理想に、会員一人ひとりの意見を適正に反映させる協同組織金融機関です。

したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

しかし、実際の運営においては、当金庫の会員数が多く、総会の開催は事実上困難ですので、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算に関する事項、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるように、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されております。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

2. 総代の選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、30人以上80人以内です。

なお、令和4年3月31日現在の会員数は2,704人です。

・選任区域

1地区（津市、鈴鹿市、松阪市（旧飯南町、旧飯高町は除く））

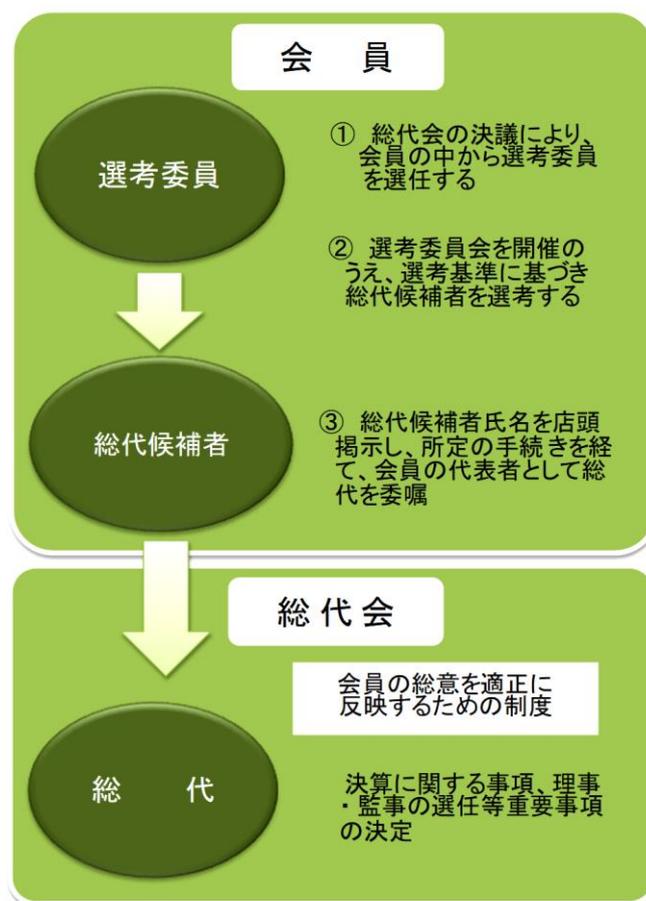
(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を任命する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

〈総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です〉



総代候補者選考基準

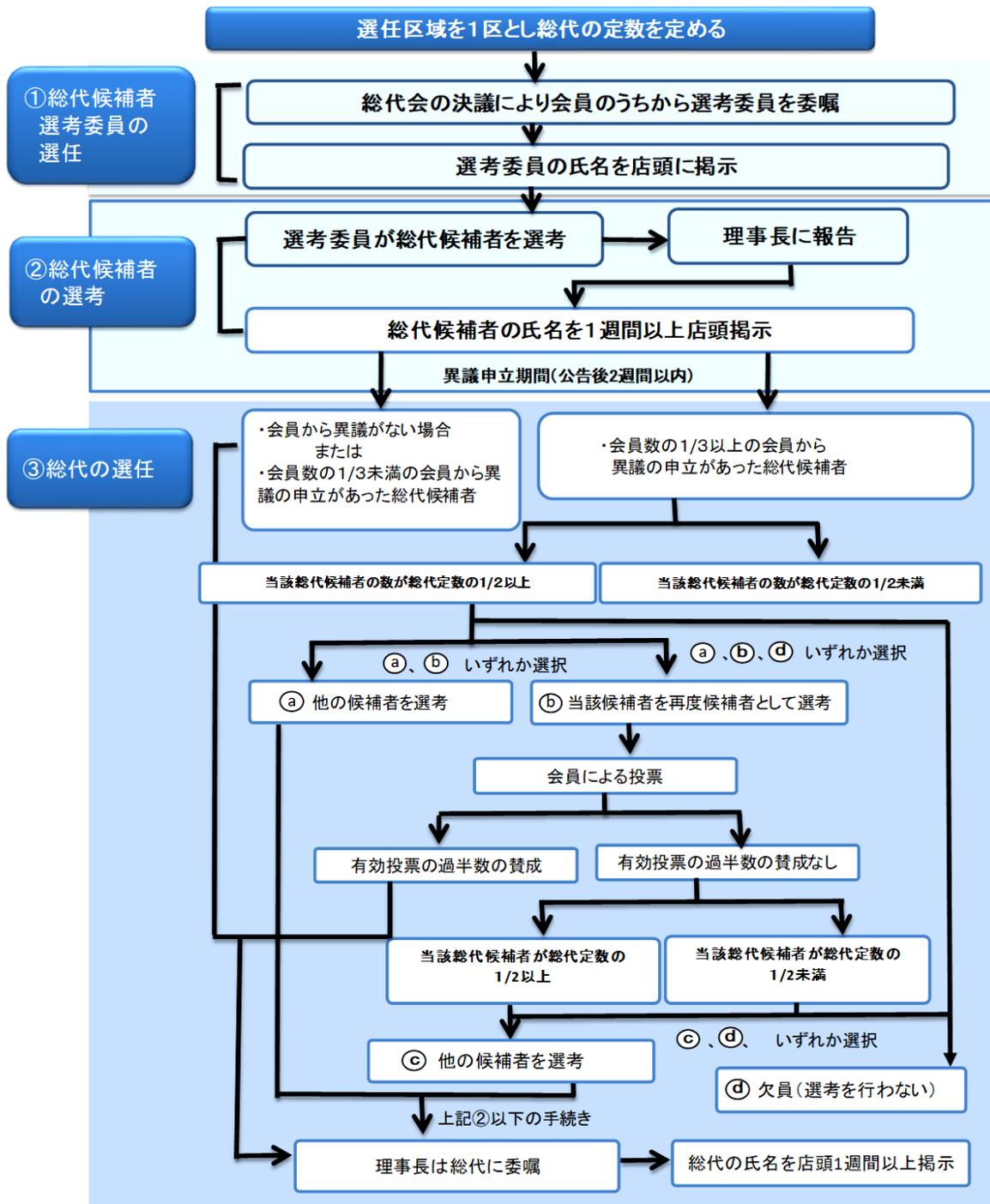
1. 資格要件

- ① 当金庫の会員であること。
- ② 就任時点で85歳を超えていない者。

2. 適格要件

- ① 地域における信望が厚く、総代として相応しい人物であること。
- ② 金庫の理念をよく理解し、金庫との取引も良好であること。
- ③ 地域の実情に通じ、金庫に対する協力者であること。
- ④ その他総代候補者選考委員が適格と認めた者。

〈総代が選任されるまでの手続について〉



3. 第99期通常総代会の決議事項

令和4年6月17日に開催しました第99期通常総代会において、次の事項が決議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

- ① 報告事項
第99期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）業務報告、
貸借対照表および損益計算書の件
- ② 決議事項
第1号議案 剰余金処分案の件

4. 総代の氏名等（令和4年5月31日現在 50音順、敬称略）

任期：令和4年5月21日から令和7年5月20日

1 地区	津市、鈴鹿市、松阪市（旧飯南町、旧飯高町は除く）					52名
青木伸一③	天野勝彦⑤	石川紀男⑤	石島太一④	伊藤洋一⑤	井面祐一⑤	
白井雅則⑤	大川吉崇⑤	大橋 悟⑤	大橋隆道⑤	大橋洋之②	岡 裕⑤	
岡田健次⑤	奥山正隆⑤	奥山正博⑤	角谷精造⑤	笠間哲治③	加藤丈也⑤	
川北明広③	北角秀明⑤	木村禎孝④	楠 幸治①	倉田 忠③	倉田稔人③	
倉田 均⑤	黒川庄三④	鈴木健司①	菌部輝男⑤	田中高彰④	田中嗣泰⑤	
田中幹人⑤	田中義嗣④	谷口庄一⑤	辻原宣和④	富岡英明⑤	中藤 剛④	
西岡栄治⑤	西村昭彦⑤	丹羽 博⑤	野地洋彰③	服部 靖③	花井昌之③	
林 昭久⑤	廣田正治④	堀川隆市③	前川勝典④	増井由紀子⑤	増田芳久②	
水野 博④	森川七郎⑤	山川英行⑤	山本賢司⑤			

（注）氏名の後の数字は2010年以降に選任した総代の就任回数です。

・総代の属性別構成比

職 業 別	法人代表者 38.4%、個人事業主 40.3%、個人 21.1%
年 代 別	70代以上 69.2%、60代 17.3%、50代 13.4%
業 種 別	卸・小売業 25.0%、不動産業 21.1%、各種サービス業 21.1% 建設業 7.6%、製造業 1.9%、飲食業 1.9%、個人 21.1%

1. 概況及び組織に関する事項

■ 理 念

当金庫では、「透明性」と「公平性」に徹し、お取引先の皆様のご信頼にお応えすることを基本理念としております。

そのため「情報公開」は早期、的確に実施するよう万全を期しております。

更に、営業面では「地元マーケットへの感動の提供」、「不良債権の発生防止」、「ローコスト経営の徹底」を三大指針としております。

また、1999年には①知りつくした市場で納得のいくビジネスに徹すること、②一点集中主義を貫くこと、などを内容とした「つしんきん経営哲学」を策定し、役職員に周知徹底して業務に活用することとしております。

このような理念と哲学により基本的な指針を掲げておりますが、「預金者保護」を最優先の課題としております。

■ 経営方針

役職員は心を新たにしてその総力を結集し、勇気と情熱と信念を持って一致協力して邁進します。

基本方針

1. 地域金融機関としての社会的責任を果たし、地域経済の発展とお取引先様の繁栄に貢献する。
2. 健全な経営を維持し、金融機関としての信用を高め、永久の発展をはかる。
3. 役職員の融和をはかり、健全な職場と従業員の明るい生活環境をつくる。

■ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

2022年4月1日

津信用金庫

〒514-0027 三重県津市大門21番12号

理事長 古川 和男

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
＜例＞顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
＜例＞運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- お客様の個人情報は、
 - ① 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ② 営業店窓口係等が口頭でお客さまから取得した事項
 - ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項

- ④ 各地手形交換所等の共同利用者や個人情報情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

(業務内容)

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務及びこれらに付随する業務
- ② その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

(利用目的)

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人情報情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人情報情報機関から提供を

受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
② 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
③ 預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅延なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規定等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規定等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (5) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

○ リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客さまの個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

○ クッキーについて

当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(クッキーとは)

クッキーとは、お客さまがウェブサイトへアクセスする際、お客さまのパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客さまが当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客さまが接続されたその時のみ有効であり、また、お客さまの氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報—等について情報提供いたします。

※ 同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

津信用金庫 本部
住 所： 〒514-0027
三重県津市大門21-12
電話番号： 059-228-2181
F A X： 059-225-3264
Eメール： accept@tsushinkin.co.jp

■ 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、お客様の保護を図ることとします。

1. お客様の資産運用目的、知識、経験、財産の状況に照らして適正な情報の提供と商品説明を行います。
2. 商品の選択・購入はお客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、当該商品の重要事項について、誠心誠意説明いたしますので、お客様にはその旨のご確認をいただきます。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫におきましては、店舗内での勧誘については所定の営業時間内に行います。
お客様からお申し出のある場合を除き、電話による勧誘及び顧客訪問はいたしません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■ 事務所の名称及び所在地

店舗一覧(2022年3月31日現在)

名称	所在地	電話番号	FAX番号
本店	津市大門2 1 番 1 2 号	059-227-6111	059-225-3267
新町支店	津市八町一丁目3 番 7 号	059-227-7661	059-225-3254
津駅前支店	津市栄町三丁目2 6 1 番地	059-227-9181	059-225-3258
橋南支店	津市岩田1 番 1 号	059-227-9155	059-225-3253
久居支店	津市久居本町1 3 5 0 番地	059-255-2376	059-256-6210
南郊支店	津市雲出本郷町1 7 0 7 番地の1	059-234-7151	059-234-8113
本部	津市大門2 1 番 1 2 号	059-228-2181	059-225-3264

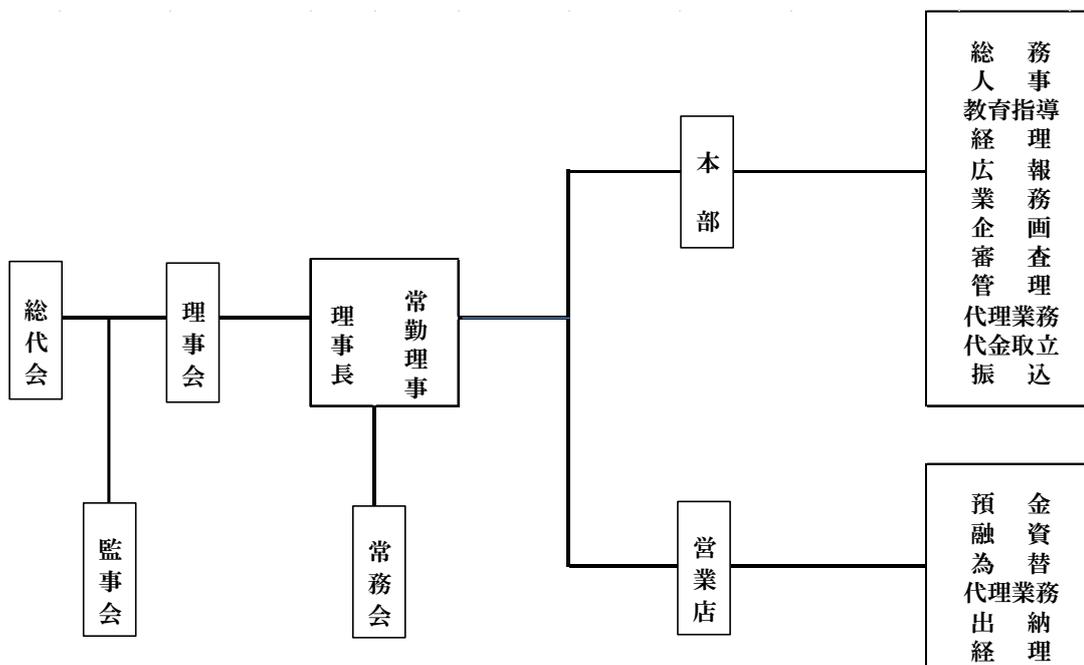
■ 事業の組織

当金庫は、「ローコスト経営」に徹することを指向しております。

そのため、組織を簡略化して最大の効果をあげることを希求しております。

特に、本部は「小さい組織」であることを必須の要件として、「部課体制」をとっておりません。

事業の組織図（2022年3月31日現在）



■ 理事及び監事の氏名及び役職名

役員一覧（2022年6月30日現在）

理事長	(代表理事)	古川和男
常勤理事		北出秀之
常勤理事		谷川英夫
常勤理事		岡琢治
常勤理事		中嶋克之
非常勤理事		中村節夫 (※1)
常勤監事		岡敏夫
非常勤監事		赤塚正利 (※2)

※1 理事 中村 節夫は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 赤塚 正利は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

■ 営業地区

津市一円、松阪市（旧飯南町、旧飯高町は除く）及び鈴鹿市一円

■ 自動機設置状況

店舗内 6店舗 自動現金取引装置（ATM）12台 両替機 6台

■ 業界関連会社（出資先）

名 称	出 資 額 等	
(株) 中部しんきんカード	29株	145万円
(株) しんきん情報システムセンター	37株	185万円
(株) 東海信金ビジネス	40株	40万円
信金中央金庫	6,279口	62,790万円
一般社団法人しんきん共同システム運営機構	1口	100万円

■ 当金庫の沿革

大正12年 3月 産業組合法に基き、有限責任 津信用組合を設立

設立母体は、商工業者の齊美講である。

(津市中之番町大字津726番地の2)

昭和18年 8月 市街地信用組合法に基く、有限責任 津信用組合に改組

昭和25年 3月 中小企業等協同組合法に基く、信用協同組合 津信用組合に改組

昭和27年 2月 信用金庫法に基く、津信用金庫に改組

昭和27年10月 久居支店開設 (津市久居二ノ町1820番地)

昭和33年 3月 久居支店移転 (津市久居本町1347番地の1)

昭和35年12月 橋南支店開設 (津市岩田町1267番地)

昭和39年 3月 津駅前支店開設 (津市栄町三丁目40番地)

昭和43年11月 本店新築移転 (現在地 津市大門21番12号)

昭和45年11月 久居支店移転 (現在地 津市久居本町1350番地)

昭和46年12月 新町支店開設 (現在地 津市八町一丁目3番7号)

昭和47年12月 津駅前支店移転 (現在地 津市栄町三丁目261番地)

昭和48年12月 橋南支店新築 (現在地 津市岩田1番1号)

昭和50年 3月 南郊支店開設 (現在地 津市雲出本郷町1707番地の1)

昭和53年12月 日本銀行と当座取引開始

昭和54年12月 日本銀行歳入代理店業務開始

昭和59年 1月 国債等窓口販売開始

昭和59年 6月 日本銀行国債代理店業務開始

平成21年 3月 日本銀行国債代理店業務廃止

2. 主要な事業の内容

当金庫は、信用金庫法に基づき設立された金融機関です。

業務の内容は、下記のとおりで金融機関の三大業務を中心に行っております。

1. 預金業務

当座預金、普通預金（総合口座を含む）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金等を取扱っております。

2. 貸出業務

① 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

② 手形の割引

商業手形の割引を取扱っております。

3. 内国為替取引

振込、代金取立等の取扱いをしております。

4. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他有価証券に投資しております。

5. 上記1～4の業務に付随する業務

- ・ 債務の保証及び手形の引受
- ・ 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務
- ・ その他前記各号の業務に付帯または関連する業務
- ・ 業務の代理
 - 日本銀行歳入代理店業務
 - 地方公共団体の税金等の収納業務
 - 日本政策金融公庫、住宅金融支援機構等の代理店業務
 - 電気、電話料金等の収納業務

3. 主要な事業に関する事項

■ 第99期（2021年度）における事業の概況

預金の当期末残高は、前期末に比べ1,116百万円減少したことにより、101,872百万円となりました。（△1.08％）

預金の内容は、要払性預金の期末残高は22,206百万円と前年同期比1,179百万円増加（+5.61％）、定期性預金の期末残高は79,665百万円と前年同期比2,295百万円減少（△2.80％）となりました。

また、貸出金の当期末残高は、前期末に比べ246百万円増加し、16,554百万円となりました。（+1.51％）

経常収益は、前期に比べ33百万円減少し、646百万円となり、経常費用は、前期に比べ28百万円減少し、532百万円となりましたので、経常利益は、前期に比べ5百万円減少し、113百万円となりました。

その結果、当期純利益は、前期に比べ12百万円減少し、86百万円（△12.49％）となりました。

自己資本比率は、22.11％と、前年度に比べて2.83ポイント減少しました。当金庫は国内基準を採用しており、健全性の目安とされている4％を大きく上回っております。

貸出金などの資産については、自己査定実施要領に従って適正に査定を実施し、将来の不測の事態に備える貸倒引当金は301百万円（うち個別貸倒引当金292百万円）を引当てております。

■ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益(千円)	787,988	720,989	715,557	679,453	646,072
経常費用(千円)	631,943	622,372	579,772	560,903	532,580
経常利益(千円)	156,044	98,617	135,784	118,550	113,491
当期純利益(千円)	112,742	73,937	104,576	98,894	86,533
出資総額(千円)	168,030	168,030	168,030	168,030	168,030
会員数(人)	3,085	2,984	2,886	2,789	2,704
出資総口数(口)	3,360,610	3,360,610	3,360,610	3,360,610	3,360,610
配当金(1口当たり、円)	4	4	4	4	4
純資産額(百万円)	9,959	9,893	9,623	9,611	9,149
総資産額(百万円)	119,941	114,857	112,463	112,872	111,160
うち貸出金残高	18,822	16,528	15,844	16,307	16,554
うち有価証券残高	50,011	51,619	52,782	57,014	56,899
総負債額(百万円)	109,982	104,964	102,840	103,261	102,011
うち預金積金残高	109,280	104,343	102,395	102,988	101,872
単体自己資本比率(%)	30.33	29.88	28.06	24.94	22.11
職員数(人)	31	32	31	26	24
役員数(人)	8	7	7	8	8
うち常勤役員数(人)	7	6	5	7	6

(注) 単体自己資本比率は、算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

- ① 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支、業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）

業務粗利益

(単位:千円、%)

	2020年度	2021年度
資金運用収支	589,442	561,679
資金運用収益	626,081	586,274
資金調達費用	36,639	24,594
役務取引等収支	34,138	29,576
役務取引等収益	44,649	38,348
役務取引等費用	10,511	8,772
その他の業務収支	△20,345	21,232
その他業務収益	1,994	21,448
その他業務費用	22,339	216
業務粗利益	603,235	612,488
業務粗利益率	0.54	0.55

(注1) 業務粗利益は、金融機関の主要業務である預貸金業務等（資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支）にかかる利益のことです。

(注2) 業務粗利益率は、業務粗利益を貸出金等の資金運用勘定の期中平残で除して算出しております。

業務純益

(単位:千円)

	2020年度	2021年度
業務純益	112,094	150,758
実質業務純益	112,094	143,210
コア業務純益	134,426	124,039
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	134,426	124,039

(注1) 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

(注2) 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

(注3) コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、
国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

② 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び利鞘

	期中平均残高(百万円)			期中受取・支払利息(千円)			利回り(%)		
	2020年度	2021年度	増減	2020年度	2021年度	増減	2020年度	2021年度	増減
資金運用勘定	109,972	110,128	155	626,081	586,274	△39,807	0.56	0.53	△0.03
うち貸出金	15,477	16,041	564	136,189	125,590	△10,599	0.87	0.78	△0.09
うち預け金	39,557	37,880	△1,677	48,382	40,932	△7,450	0.12	0.10	△0.02
うち有価証券	54,309	55,578	1,268	425,522	403,762	△21,759	0.78	0.72	△0.06
資金調達勘定	102,691	102,652	△38	36,639	24,594	△12,044	0.03	0.02	△0.01
うち預金積金	102,670	102,629	△40	36,534	24,479	△12,055	0.03	0.02	△0.01

利鞘

(単位:%)

	2020年度	2021年度	増減
資金運用利回り	0.56	0.53	△0.03
資金調達原価率	0.51	0.48	△0.03
総資金利鞘	0.05	0.05	0.00

③ 総資産経常利益率、総資産当期純利益率の状況

	2020年度	2021年度
総資産経常利益率(%)	0.10	0.10
経常利益(千円)	118,550	113,491
総資産当期純利益率(%)	0.08	0.07
当期純利益(千円)	98,894	86,533
総資産期中平残(千円)	112,025,136	112,153,288

④ 主要経費の内訳

(単位:千円)

	2020年度	2021年度
経費	491,140	469,278
人件費	254,285	249,685
物件費	227,358	199,842
事務費	101,954	79,435
固定資産費	57,215	51,093
事業費	11,218	8,650
人事厚生費	739	2,606
預金保険料	32,210	30,076
有形固定資産償却	23,685	27,644
無形固定資産償却	334	334
税金	9,496	19,749

⑤ 預金に関する指標

・期中平均残高の状況

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
預金積金	102,670	102,629
流動性預金	20,262	21,499
当座預金	512	501
普通預金	19,462	20,693
貯蓄預金	177	208
通知預金	-	-
別段預金	80	76
納税準備預金	28	19
定期性預金	82,407	81,130
定期預金	82,062	80,807
うち固定金利定期預金	82,062	80,807
うち変動金利定期預金	0	0
定期積金	345	323

(注) 譲渡性預金の取扱いは、ありません。

・期末残高の状況

(単位:百万円)

	2020 年度	2021 年度
預金積金	102,988	101,872
流動性預金	21,026	22,206
当座預金	510	536
普通預金	20,124	21,311
貯蓄預金	195	195
通知預金	-	-
別段預金	173	142
納税準備預金	22	19
定期性預金	81,961	79,665
定期預金	81,621	79,371
うち固定金利定期預金	81,621	79,371
うち変動金利定期預金	0	0
定期積金	340	294

(注) 譲渡性預金の取扱いは、ありません。

・預金者別預金の期末残高の状況

(単位:百万円)

	2020 年度	2021 年度
預金積金	102,988	101,872
個人預金	90,424	89,015
法人預金	12,564	12,856
一般法人預金	6,726	4,801
金融機関預金	14	15
公金預金	5,823	6,065
会員預金	16,346	16,112
非会員預金	86,642	85,760

・財形貯蓄預金の期末残高の状況

(単位:百万円)

	2020 年度	2021 年度
計	18	16
一般財形貯蓄預金	4	5
財形年金貯蓄預金	14	11
財形住宅貯蓄預金	-	-

・役職員 1 人当たり及び 1 店舗当たりの預金残高の状況

(単位:百万円)

	期中平残		期末残高	
	2020 年度	2021 年度	2020 年度	2021 年度
役職員 1 人当たり	3,019	3,420	3,120	3,395
1 店舗当たり	17,111	17,104	17,164	16,978

⑥ 貸出金に関する指標

・期中平均残高の状況

(単位:百万円)

	2020 年度	2021 年度
貸出金	15,477	16,041
割引手形	12	4
手形貸付	231	215
証書貸付	14,921	15,543
当座貸越	312	278

・期末残高の状況

(単位:百万円)

	2020 年度	2021 年度
貸出金	16,307	16,554
割引手形	4	1
手形貸付	228	232
証書貸付	15,802	15,964
当座貸越	271	355
変動金利貸出金	8,400	8,139
固定金利貸出金	7,907	8,414

・使途別（設備資金、運転資金の別）貸出金残高の状況

(単位:百万円、%)

	2020 年度	2021 年度
貸出金	16,307	16,554
設備資金	13,183	13,371
構成比	80.8	80.7
運転資金	3,124	3,182
構成比	19.1	19.2

・消費者ローン・住宅ローンの状況

(単位:百万円)

	2020 年度	2021 年度
計	1,041	1,071
消費者ローン	73	61
住宅ローン	968	1,010

・役職員 1 人当たり及び 1 店舗当たりの貸出金残高の状況

(単位:百万円)

	期中平残		期末残高	
	2020 年度	2021 年度	2020 年度	2021 年度
役職員 1 人当たり	455	534	494	551
1 店舗当たり	2,579	2,673	2,717	2,759

・担保の種類別貸出金残高の状況及び債務保証見返の状況

(単位:百万円)

	2020 年度	2021 年度
貸出金	16,307	16,554
計	3,640	3,635
当金庫預金積金	625	644
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	3,014	2,991
その他	-	-
計	12,666	12,918
信用保証協会・信用保険	44	41
保証	43	43
信用	12,579	12,834

債務保証見返額	0	-
計	0	-
不動産	-	-
信用保証協会・信用保険	0	-

・業種別の貸出金残高の状況

(単位:先、百万円、%)

業種区分	2020 年度			2021 年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	8	103	0.6	6	84	0.5
農 業 、 林 業	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	12	333	2.0	12	342	2.0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 、 郵 便 業	-	-	-	-	-	-
卸 売 業 、 小 売 業	16	570	3.4	15	595	3.5
金 融 業 、 保 険 業	2	953	5.8	2	953	5.7
不 動 産 業	79	3,706	22.7	73	3,596	21.7
物 品 賃 貸 業	1	16	0.0	1	16	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	2	297	1.8	2	282	1.7
宿 泊 業	1	5	0.0	1	4	0.0
飲 食 業	10	293	1.7	10	295	1.7
生活関連サービス業、娯楽業	7	864	5.2	6	825	4.9
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医 療 、 福 祉	7	437	2.6	7	417	2.5
その他のサービス	8	430	2.6	7	461	2.7
小 計	153	8,012	49.1	142	7,875	47.5
地 方 公 共 団 体	2	6,832	41.8	3	7,233	43.6
個 人	271	1,462	8.9	240	1,445	8.7
合 計	426	16,307	100.0	385	16,554	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

・預貸率の状況

(単位:%)

		2020 年度	2021 年度
預 貸 率	期 末 値	15.83	16.25
	期 中 平 均 値	15.07	15.63

・貸倒引当金の期末残高及び期中増減額の状況

(単位:百万円)

		期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高	摘 要
				目的使用	その他		
一般貸倒 引当金	2020 年度	20	16	-	20	16	
	2021 年度	16	8	-	16	8	
個別貸倒 引当金	2020 年度	276	277	-	276	277	
	2021 年度	277	292	-	277	292	
合 計	2020 年度	296	294	-	296	294	
	2021 年度	294	301	-	294	301	

(注) 当期減少額のその他欄について、一般貸倒引当金は洗替えによる取崩額を個別貸倒引当金は税法による取崩額等を記載しております。

・貸出金償却額

(単位:百万円)

	2020 年度	2021 年度
貸出金償却額	-	-

直接償却はありませんでした。

⑦ 有価証券等に関する指標

・商品有価証券の状況

(単位:百万円)

	2020 年度	2021 年度
取 得 原 価 (償 却 原 価)	-	-
貸借対照表計上額	-	-
評 価 益	-	-
評 価 損	-	-

・有価証券の種類別の残存期間別残高

2020年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	1,607	5,790	511	-	-	996	-	8,906
地方債	9,228	6,977	6,130	-	99	-	-	22,436
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	2,047	5,057	6,684	2,663	2,640	5,625	-	24,718
株式	-	-	-	-	-	-	217	217
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	735	735
合計	12,883	17,825	13,326	2,663	2,739	6,622	952	57,014

2021年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	4,119	2,125	-	-	1,484	2,411	-	10,140
地方債	3,255	9,761	-	-	98	-	-	13,115
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	1,802	5,698	6,501	852	3,686	11,421	-	29,963
株式	-	-	-	-	-	-	37	37
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	3,642	3,642
合計	9,177	17,585	6,501	852	5,269	13,833	3,679	56,899

・有価証券の種類別の平均残高

有価証券平均残高

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
国債	8,273	8,432
地方債	23,244	16,833
短期社債	-	-
社債	22,271	27,637
株式	214	48
外国証券	-	-
その他の証券	306	2,627
合計	54,309	55,578

・有価証券の種類別の期末残高

有価証券期末残高

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
国債	8,906	10,140
地方債	22,436	13,115
短期社債	-	-
社債	24,718	29,963
株式	217	37
外国証券	-	-
その他の証券	735	3,642
合計	57,014	56,899

・ 預証率の状況

(単位:%)

		2020 年度	2021 年度
預 証 率	期 末 値	55.36	55.85
	期 中 平 均 値	52.89	54.15

・ 金銭の信託等の期末残高の状況

(単位:百万円)

		2020 年度	2021 年度
帳 簿 価 額		-	-
時 価		-	-

(注)「時価」は、上場有価証券については決算日時価で、非上場有価証券のうち価格等の算定が可能なもの(証券業協会が公表する売買価格・公社債店頭気配等による)については時価相当額で、その他のものについては帳簿価格で記載しております。

・ 買入金銭債権の期末残高の状況

(単位:百万円)

		2020 年度	2021 年度
帳 簿 価 額		-	-
時 価		-	-

・ 金融先物取引等

取扱いありません。

・ デリバティブ取引

取扱いありません。

・ 先物外国為替取引

取扱いありません。

・ 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

取扱いありません。

・ 有価証券先物取引又は外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引

取扱いありません。

・ 外貨建資産の状況

該当ありません。

⑧ 証券業務の状況

・公社債の引受の状況

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
計	-	-
国債	-	-
地方債	-	-
政府保証債	-	-

・公社債の窓販の実績

取扱いありません。

・公共債のディーリング実績

取扱いありません。

⑨ 為替に関する指標

・内国為替の取扱の状況

(単位:件、百万円)

			2020年度	2021年度
振込	仕向	件数	58,946	57,463
		金額	29,118	37,810
	被仕向	件数	66,735	66,882
		金額	25,424	24,409
代金取立	仕向	件数	72	64
		金額	17	16
	被仕向	件数	0	0
		金額	0	0

・外国為替の取扱の状況

該当ありません。

⑩ 代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
計	194	163
信金中央金庫	0	-
(独)住宅金融支援機構	169	140
(独)福祉医療機構	3	2
(独)中小企業基盤整備機構	21	19

⑪ 手数料一覧（消費税等を含んで表示しております。）

※ 為替手数料

・振込手数料（1口）

（単位:円）

		自店(当店内)あて		当金庫他店あて		他行庫あて	
		電信扱い	文書扱い	電信扱い	文書扱い	電信扱い	文書扱い
一般の振込	10万円超	無料	-	440	440	880	880
	3万円以上、10万円以下	無料	-	440	440	770	660
	1万円以上、3万円未満	無料	-	220	220	550	440
	1万円未満	無料	-	110	110	440	330
ATMによる振込	3万円以上	無料	-	330	-	550	-
	1万円以上、3万円未満	無料	-	110	-	330	-
	1万円未満	無料	-	110	-	220	-
IB資金移動 FB総合振込	3万円以上	無料	-	330	-	660	-
	1万円以上、3万円未満	無料	-	110	-	440	-
	1万円未満	無料	-	110	-	330	-
定額自動送金制度 による振込	3万円以上	無料	-	330	-	550	-
	1万円以上、3万円未満	無料	-	110	-	330	-
	1万円未満	無料	-	110	-	220	-
振込組戻手数料	1口当たり	1,100	-	1,100	1,100	1,100	1,100

※視覚障がい者の方の「一般の振込」の手数料は、「ATMによる振込」の手数料とします。

・代金取立手数料

（単位:円）

個別取立	1通	880
------	----	-----

（注）他に実費が必要な場合があります。

※ その他の手数料

（単位:円）

（単位:円）

残高証明書	1通	550
残高証明書(所定用紙外)	1通	1,100
オンライン照会票	1件	330
通帳・証書等再発行	1件	1,100
CDカード等再発行	1枚	1,100
融資変更契約料	1件	5,500
融資繰上返済手数料	1回	5,500
保護預り(1袋)	年間	3,960
債券保護預り(1口)	年間	1,320
株式等振込取扱手数料	1件	11,000
住宅ローン控除証明書	1通	550
コピー代金	1通	15

両替手数料(窓口)	1~10枚	220
	11~500枚	550
	501~1,000枚	1,100
	1,001枚~	500枚まで毎に 550円加算
両替手数料(両替機)	1~10枚	100
	11~500枚	200
	501~1,000枚	300
個人情報開示手数料	店頭開示	550
	郵送開示	1,100

※ ATM利用料

(単位:円)

	ご入金		ご出金	
	平日18時まで	土曜日14時まで	平日18時まで	土曜日14時まで
当金庫のお客様	無料	無料	無料	無料
他の信用金庫のお客様	無料	無料	無料	無料
第2地方銀行、信用組合、 労働金庫のお客様	110	220	110	110
都市銀行、信託銀行、地方銀行、 県外JA、漁協のお客様	利用できません	利用できません	110	110
百五銀行、三十三銀行、 県下JAのお客様	利用できません	利用できません	無料	110
ゆうちょ銀行のお客様	110	110	110	110
	平日18時すぎ	土曜日14時すぎ	平日18時すぎ	土曜日14時すぎ
当金庫のお客様	無料	無料	110	110
他の信用金庫のお客様	110	110	110	110
第2地方銀行、信用組合、 労働金庫のお客様	220	220	220	220
都市銀行、信託銀行、地方銀行、 県外JA、漁協のお客様	利用できません	利用できません	220	220
百五銀行、三十三銀行、 県下JAのお客様	利用できません	利用できません	110	110
ゆうちょ銀行のお客様	220	220	220	220

4. 事業の運営に関する事項

■ リスク管理の体制

社会経済の変化、技術革新、制度の改正、金融業務の複雑多様化などによって金融機関をとりまくリスクも拡大し、多岐となっております。

こうしたなかで当金庫では、「信用リスク」、「信用集中リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」等のリスクには格段の注意を払い、組織的に対応するため、機能の強化に努めております。

■ 法令等遵守（コンプライアンス）の体制

信用金庫の行う業務は、各種の法令やルールのもとに行われております。

当金庫は、これらの法令やルールに則って適正に業務を行うため、重要な事項については総代会や理事会に諮り決定しております。

特に金融機関は公共的性格を有しているため、法令等遵守を強く求められております。

このため当金庫では、「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定して、全役職員に配布し、その内容の周知、徹底を図るなど、法令等遵守に徹しております。

■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

① 中小企業の経営の改善について

地域の取引企業及び個人のお客さまより、企業経営の安定及び改善を図るため、相談の申込みなどがあつた場合には、地域を知り尽くした私どもが当該企業などの事情をしっかりと承り、課題解決に向けて真摯に取り組めます。

そのため、必要な場合は、外部の専門家あるいは外部機関等専門の組織などと連携を図り対応します。

② 地域の活性化について

地域の中小金融機関として、預金取引については等しく、かつ、できる限り高利付利で、融資取引については低金利で応じることとし、金利でもって地域の活性化に努めております。

■ 金融ADR制度への対応

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または本部で受け付けております。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、本部とも連携を図り、迅速、公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または次の本部にお申し出ください。

津信用金庫 本部 住 所：津市大門2 1 番 1 2 号 電話番号：059-228-2181 受付時間：午前9時から午後4時30分まで（信用金庫営業日） 受付媒体：電話、手紙、面談
--

※ お客さまの個人情報、苦情等の解決を図るため、またはお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記本部にご相談ください。

全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日時間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～16:00
受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、本部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。

なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時間	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～15:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫本部にお尋ねください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、地域の弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

本制度のご利用については、全国しんきん相談所または当金庫本部にお尋ねください。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、愛知県弁護士会の紛争解決センターに案件を移管し、当該弁護士会等で手続きを進めることができます。

本制度のご利用については、全国しんきん相談所または当金庫本部にお尋ねください。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

(1) 営業店および本部に責任者をおくとともに、本部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。

(2) 苦情等のお申し出については、事実関係を把握し、営業店および本部が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。

(3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を本部から行います。

(4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望に応じて適切な機関をご紹介します。

(5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。

(6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情

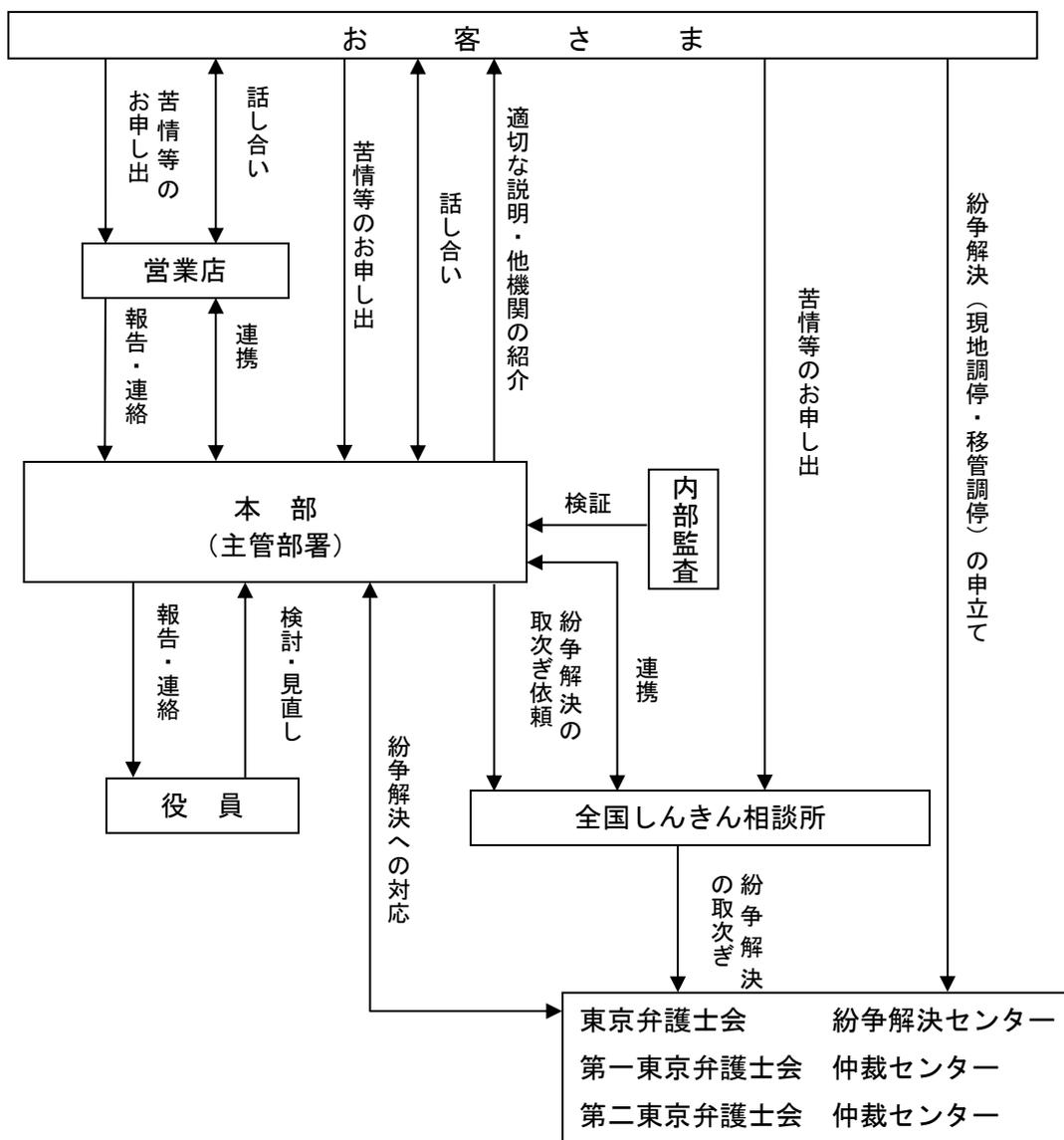
等に対する態勢の在り方の検討・見直しを行います。

(7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。

(8) 苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。

(9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講ずることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

(10) 苦情等への取組体制



■ 地域金融円滑化について

○ 金融円滑化基本方針

当金庫では、地域の中小企業及び個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は、営業地域が限定された信用金庫にとって、重要な社会的使命であります。

当金庫は、お客さまの資金需要や貸出条件の変更等の申込みがあった場合、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に承り、事情を把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の実施に向けた態勢整備

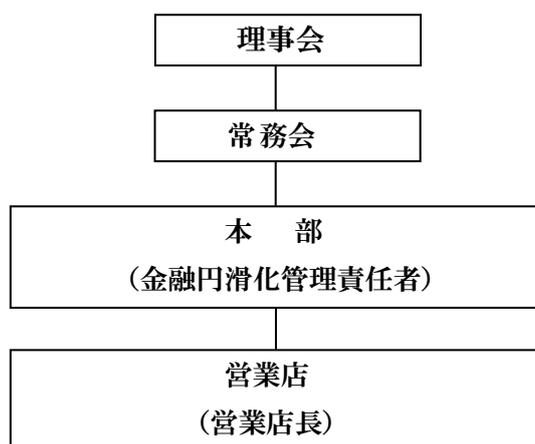
当金庫は、取組み方針を適切に実施するため、次のとおり必要な態勢を整備しています。

- ・金融円滑化管理方針を策定し、金庫全体に周知させました。
- ・金融円滑化管理責任者を選任し、本方針の実行に当たります。
- ・金融円滑化に関するご相談、ご要望及び苦情は、全営業店及び本部で承ります。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸出条件の変更等の申し出があり、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これら関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めていきます。

◎ 金融円滑化に関する組織図



- ・貸出条件の変更等に関する相談・申込の状況については、記録の作成・保管をするとともに、金融円滑化管理の状況を経営陣に報告することとしております。
 - ・貸出条件の変更等に関する苦情等があった場合には、営業店を通じ金融円滑化管理責任者に報告することになっております。
 - ・従来より、取引先の経営改善に向けた支援活動には、真摯に取り組んでおります。
- お客さまからの経営相談・経営指導や苦情相談は、次の窓口をご利用ください。

・津信用金庫 本部

電話によるご相談 平日 午前9：00～午後4：30
電話 059-228-2181

郵送によるご相談 津市大門21番12号

・津信用金庫 各営業店

窓口によるご相談 平日 午前9：00～午前12：00
午後1：00～午後3：00

電話によるご相談 平日 午前9：00～午後4：00

本店 059-227-6111

新町支店 059-227-7661

津駅前支店 059-227-9181

橋南支店 059-227-9155

久居支店 059-255-2376

南郊支店 059-234-7151

郵送によるご相談 本店 津市大門21番12号

新町支店 津市八町一丁目3番7号

津駅前支店 津市栄町三丁目261番地

橋南支店 津市岩田1番1号

久居支店 津市久居本町1350番地

南郊支店 津市雲出本郷町1707番地の1

5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

■ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

・ 貸借対照表（資産の部）

（単位:百万円）

	2020 年度	2021 年度
(資産の部)		
現金	1,282	1,162
預け金	36,903	35,157
有価証券	57,014	56,899
国債	8,906	10,140
地方債	22,436	13,115
社債	24,718	29,963
株式	217	37
投資信託	735	3,642
貸出金	16,307	16,554
割引手形	4	1
手形貸付	228	232
証書貸付	15,802	15,964
当座貸越	271	355
その他資産	754	740
未決済為替貸	7	7
信金中金出資金	627	627
未収収益	105	96
その他の資産	13	9
有形固定資産	884	867
建物	95	89
土地	491	491
その他の有形固定資産	297	287
無形固定資産	1	0
ソフトウェア	0	0
その他の無形固定資産	0	0
前払年金費用	17	21
繰延税金資産	-	56
貸倒引当金	△294	△301
(うち個別貸倒引当金)	(△277)	(△292)
資産の部合計	112,872	111,160

・ 貸借対照表（負債・純資産の部）

（単位:百万円）

	2020 年度	2021 年度
（負債の部）		
預金積金	102,988	101,872
当座預金	510	536
普通預金	20,124	21,311
貯蓄預金	195	195
定期預金	81,621	79,371
定期積金	340	294
その他の預金	195	161
その他負債	65	69
未決済為替借	7	7
未払費用	26	20
給付補填備金	0	0
未払法人税等	0	11
前受収益	2	2
払戻未済持分	0	0
職員預り金	24	22
その他の負債	3	3
賞与引当金	10	10
役員退職慰労引当金	29	24
睡眠預金払戻損失引当金	28	33
繰延税金負債	137	-
負債の部合計	103,261	102,011
（純資産の部）		
出資金	168	168
普通出資金	168	168
利益剰余金	8,988	9,061
利益準備金	168	168
その他利益剰余金	8,820	8,893
特別積立金	8,400	8,400
当期末処分剰余金	420	493
会員勘定合計	9,156	9,229
その他有価証券評価差額金	455	△79
評価・換算差額等合計	455	△79
純資産の部合計	9,611	9,149
負債及び純資産の部合計	112,872	111,160

（注）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	23年～47年
その他	2年～20年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。

なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)

年金資産の額	1,732,930 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887 百万円
差引額	△84,957 百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和3年3月分) 0.0270 %

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 178,469 百万円及び別途積立金 93,511 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金 4 百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
10. 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
12. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 301 百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

13. 有形固定資産の減価償却累計額 911 百万円

14. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸出金、「その他資産」中の未収利息の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	540 百万円
危険債権額	104 百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	36 百万円
合計額	681 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

15. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額 1 百万円であります。

16. 担保に供している資産

日本銀行歳入代理店契約に基づく債務の担保として、地方債 98 百万円、内国為替決済担保として預け金 7,000 百万円、三重県税収納代理担保として預け金 3 百万円、津市水道料収納代理担保として預

け金 0 百万円を差し入れております。

17. 出資1口当たりの純資産額 2,722 円 67 銭

18. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をして
おります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されてお
ります。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用
情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営して
おります。

これらの与信管理は、各営業店のほか本部により行われ、また、定期的に理事会を開催し、審
議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部において、信用情報や時価の把握を定期的
に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

日常的には本部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分
析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、有価証券運用規程等
に従い行われております。

本部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的な
モニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

この情報は本部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預
け金」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債の市場リスク量をVaRにより四半期毎に計測
し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間 240 日、信頼区間 99%、観測期間 5 年)により算
出しており、令和 4 年 3 月 31 日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額
の推計値)は、全体で 1,635 百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

19. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	35,157	35,280	123
(2) 有価証券 その他有価証券	56,896	56,896	-
(3) 貸出金(*1) 貸倒引当金(*2)	16,554 △301		
	16,253	16,717	464
金融資産計	108,307	108,894	587
(1) 預金積金(*1)	101,872	101,897	25
金融負債計	101,872	101,897	25

(*1) 預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については20.及び21.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	3
組合出資金(*2)	628
合 計	632

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

20. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。21.も同様であります。

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	33	30	3
	債券	34,235	33,931	303
	国債	6,244	6,198	46
	地方債	13,016	12,877	139
	短期社債	—	—	—
	社債	14,973	14,855	117
	その他	290	207	83
	小計	34,559	34,169	389
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	18,985	19,336	△350
	国債	3,896	4,001	△105
	地方債	98	100	△1
	短期社債	—	—	—
	社債	14,990	15,234	△244
	その他	3,351	3,500	△148
	小計	22,336	22,836	△499
合計		56,896	57,005	△109

21. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	2,419	19	—
国債	1,509	9	—
地方債	605	5	—
短期社債	—	—	—
社債	304	4	—
その他	—	—	—
合計	2,419	19	—

22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 15,618 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 146 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も必要に応じて契約の見直し、与信保全上の処置を講じております。

23. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金	2百万円
貸倒引当金	70百万円
睡眠預金払戻損失引当金	9百万円
減価償却費	12百万円
役員退職慰労引当金	6百万円
株式減損	4百万円
減損損失	76百万円
その他有価証券評価差額金	30百万円
その他	5百万円
繰延税金資産小計	218百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△155百万円
評価性引当額小計	<u>△155百万円</u>
繰延税金資産合計	62百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	5百万円
繰延税金負債合計	5百万円
繰延税金資産の純額	<u>56百万円</u>

24. 当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	- 百万円
顧客との契約から生じた債権	0 百万円
契約負債	- 百万円

25. 会計方針の変更

企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月 31 日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。

26. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

・損益計算書 (1/2)

(単位:千円)

	2020 年度	2021 年度
経常収益	679,453	646,072
資金運用収益	626,081	586,274
貸出金利息	136,189	125,590
預け金利息	48,382	40,932
有価証券利息配当金	425,522	403,762
その他の受入利息	15,987	15,989
役務取引等収益	44,649	38,348
受入為替手数料	21,438	17,883
その他の役務収益	23,211	20,465
その他業務収益	1,994	21,448
国債等債券売却益	7	19,302
その他の業務収益	1,986	2,145
その他経常収益	6,727	-
貸倒引当金戻入益	2,322	-
その他の経常収益	4,405	-
経常費用	560,903	532,580
資金調達費用	36,639	24,594
預金利息	36,486	24,450
給付補填備金繰入額	48	28
その他の支払利息	104	115
役務取引等費用	10,511	8,772
支払為替手数料	6,267	4,471
その他の役務費用	4,243	4,300
その他業務費用	22,339	216
国債等債券売却損	22,338	131
その他の業務費用	0	84
経 費	491,140	469,278
人件費	254,285	249,685
物件費	227,358	199,842
税 金	9,496	19,749

・損益計算書 (2/2)

(単位:千円)

	2020 年度	2021 年度
その他経常費用	272	29,718
貸倒引当金繰入額	-	7,543
株式等売却損	-	8,107
その他の経常費用	272	14,067
経常利益	118,550	113,491
特別損失	7,783	4,748
固定資産処分損	7,783	150
減損損失	-	4,598
税引前当期純利益	110,766	108,743
法人税、住民税及び事業税	491	14,557
法人税等調整額	11,380	7,653
法人税等合計	11,871	22,210
当期純利益	98,894	86,533
繰越金(当期首残高)	321,388	406,840
当期末処分剰余金	420,282	493,373

(注)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益金額 25 円 74 銭
3. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、38,348 千円であります。
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

・剰余金処分計算書

(単位:千円)

	2020 年度	2021 年度
当期末処分剰余金	420,282	493,373
剰余金処分数額	13,442	13,442
普通出資に対する配当金	13,442	13,442
	(年8%の割合)	(年8%の割合)
繰越金(当期末残高)	406,840	479,931

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2021年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2022年6月17日

津信用金庫

理事長 古川 和男

■ 監査報告書

- ・ 2020年度及び2021年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、五十鈴監査法人の監査を受けております。

■ 債権の状況

- ・ 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	540 百万円
(2) 危険債権額	104 百万円
(3) 三月以上延滞債権額(貸出金のみ)	- 百万円
(4) 貸出条件緩和債権額(貸出金のみ)	36 百万円
(5) 正常債権	15,875 百万円

- ・ 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況
(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収見 込額(c)		保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
				担保・保証等 による回収見 込額(c)	貸倒引当金 (d)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2020年度	433	433	195	238	100.00	100.00
	2021年度	540	540	256	284	100.00	100.00
危険債権	2020年度	264	225	186	39	85.15	50.00
	2021年度	104	96	88	8	92.25	50.00
要管理債権	2020年度	42	40	40	-	96.63	-
	2021年度	36	36	36	-	100.00	-
三月以上延滞債権	2020年度	-	-	-	-	-	-
	2021年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	2020年度	42	40	40	-	96.63	-
	2021年度	36	36	36	-	100.00	-
小計(A)	2020年度	740	699	422	277	94.50	87.21
	2021年度	681	673	381	292	98.80	97.29
正常債権(B)	2020年度	15,570					
	2021年度	15,875					
総与信残高(A)+(B)	2020年度	16,311					
	2021年度	16,557					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこ

れらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

■ 役職員の報酬体系の情報開示について

〈報酬体系について〉

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	71

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は3名です。(期中に退任した者を含む)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」61百万円、「退職慰労金」10百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況(自己資本比率規制の第3の柱)

■ 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	2020年度	2021年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,142	9,215
うち、出資金及び資本剰余金の額	168	168
うち、利益剰余金の額	8,988	9,061
うち、外部流出予定額(△)	13	13
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	16	8
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	16	8
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,159	9,224
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	0
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	12	15
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	14	16
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	9,145	9,208

(単位:百万円)

リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	35,488	40,487
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	1,179	1,151
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	36,667	41,639
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	24.94%	22.11%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第1項において準用する銀行法第 14 条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額(オン・バランス)合計	35,488	1,419	40,487	1,619
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	36,913	1,476	41,911	1,676
1.現金	-	-	-	-
2.我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
3.外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
4.国際決済銀行等向け	-	-	-	-
5.我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
7.国際開発銀行向け	-	-	-	-
8.地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
9.我が国の政府関係機関向け	6	0	-	-
10.地方三公社向け	-	-	-	-
11.金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	6,986	279	6,917	276
12.法人等向け	11,082	443	13,649	545
13.中小企業等向け及び個人向け	78	3	80	3
14.抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
15.不動産取得等事業向け	1,687	67	1,623	64
16.3月以上延滞等	-	-	-	-
17.取立未済手形	1	0	1	0
18.信用保証協会等による保証付	4	0	4	0
19.株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
20.出資等	396	15	242	9
出資等のエクスポージャー	396	15	396	15
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
21.上記以外	16,670	666	19,391	775
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	12,144	485	14,902	596
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	627	25	627	25
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	479	19	470	18
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	3,418	136	3,390	135
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化				
STC 要件適用分	-	-	-	-
非 STC 要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-

(単位:百万円)

③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	1	0
ルック・スルー方式	0	0	1	0
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オフ・バランス取引	0	0	-	-
信用供与に直接的に代替する偶発債務	0	0	-	-
(うち借入金の保証)	0	0	-	-
ハ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,179	47	1,151	46
ニ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ+ハ)	36,667	1,466	41,639	1,665

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。
3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーの事です。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・バ ランス取引				有価証券		預け金			
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
国 内	113,201	111,462	16,311	16,557	57,014	56,899	36,903	35,157	96	96
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	113,201	111,462	16,311	16,557	57,014	56,899	36,903	35,157	96	96
製 造 業	7,522	8,188	104	85	7,417	8,103	-	-	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	541	552	341	354	199	198	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	2,644	5,979	-	-	2,644	5,979	-	-	-	-
情報通信業	505	797	-	-	505	797	-	-	-	-
運輸業、郵便業	6,468	6,007	-	-	6,468	6,007	-	-	-	-
卸売業、小売業	1,109	1,228	602	625	507	603	-	-	-	-
金融業、保険業	44,213	43,727	957	954	6,353	7,614	36,903	35,157	-	-
不 動 産 業	3,926	4,130	3,826	3,739	100	390	-	-	96	96
物品賃貸業	16	16	16	16	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	507	488	307	288	200	199	-	-	-	-
宿 泊 業	5	4	5	4	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	302	304	302	304	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス 業、娯楽業	875	830	875	830	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	479	448	479	448	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	430	461	430	461	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	38,711	30,883	6,832	7,233	31,879	23,650	-	-	-	-
個 人	1,227	1,209	1,227	1,209	-	-	-	-	-	-
そ の 他	3,711	6,202	-	-	739	3,355	-	-	-	-
業 種 別 合 計	113,201	111,462	16,311	16,557	57,014	56,899	36,903	35,157	96	96
1 年 以 下	30,182	17,702	296	522	12,883	9,177	17,003	8,003		
1年超3年以下	29,716	38,851	1,891	3,266	17,825	17,585	10,000	18,000		
3年超5年以下	16,087	7,007	2,761	506	13,326	6,501	-	-		
5年超7年以下	3,510	2,723	847	1,371	2,663	852	-	500		
7年超10年以下	8,661	11,317	4,922	5,548	2,739	5,269	1,000	500		
1 0 年 超	14,070	22,045	5,448	5,212	6,622	13,833	2,000	3,000		
期 間 の 定 め の な い も の	10,975	11,817	144	129	952	3,679	6,899	5,154		
残存期間別合計	113,201	111,462	16,311	16,557	57,014	56,899	36,903	35,157		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金・その他資産が含まれます。

また、有価証券の「その他」には、ユーロ円債等が含まれます。

4. 上記の残存期間別「期間の定めのないもの」には、現金・その他資産等が含まれます。

5. 貸出金には未収利息が含まれています。

6. デリバティブ取引は、ありません。

7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

【主な分類商品】上場株式、国債等の、取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】地方債、社債(上場企業等)等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が活発ではない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】私募債や複雑なデリバティブを含む仕組債等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。なお、当金庫ではレベル3の金融商品は、原則として運用対象にしておりません。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
金銭の信託				
有価証券(その他有価証券)				
うち株式	33			33
国債	10,140			10,140
地方債		13,115		13,115
社債		29,963		29,963
その他の証券 ^(*1)				
金融資産計	10,174	43,079		53,253
デリバティブ取引 ^(*2)				
デリバティブ取引計				

*1:企業会計基準第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年公表)

第26項に従い、投資信託については上表に含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産3,642百万円となります。

*2:その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引はありません。

*3:重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借入金については、「金融商品の時価等に関する事項」の注

記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注) 当金庫では、原則「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(単体)」に関して、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(第 5-2 項)を基に、当金庫の内部管理上のレベル情報を記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

24ページ「貸倒引当金の期末残高及び期中増減額の状況」をご参照ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高		2020年度	2021年度
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度		
製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	-	-	7	9	44	35	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	12	-	96	96	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	18	18	1	0	112	131	-	-
生活関連サービス業・娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	-	-	2	3	8	5	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	9	8	3	0	15	23	-	-
合 計	27	26	25	12	277	292	-	-

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2020 年度		2021 年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	42,783	-	37,066
10%	-	44	-	41
20%	8,506	34,934	7,805	34,587
35%	-	-	-	-
50%	8,510	-	14,222	-
75%	-	259	-	249
100%	1,906	11,388	1,805	10,469
150%	-	-	-	-
250%	-	4,099	-	5,199
1250%	-	-	-	-
合 計	18,923	93,510	23,833	87,612
総 合 計		112,434		111,445

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

3. ソブリン向け及び金融機関向けのエクスポージャーについては、カントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイト区分を用いています。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2020 年度	2021 年度	2020 年度	2021 年度	2020 年度	2021 年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	625	644	775	693	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

取扱いありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

取扱いありません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2020 年度		2021 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	211	268	324	324
非上場株式等	1,312	1,312	3,984	3,984
合計	1,523	1,580	4,308	4,308

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2020 年度	2021 年度
売却益	0	-
売却損	22	8
償却	-	-

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2020 年度	2021 年度
評価損益	57	△61

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2020 年度	2021 年度
評価損益	-	-

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2020 年度	2021 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	500	3,351
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	3,999	2,613	319	252
2	下方平行シフト	0	0	0	6
3	スティープ化	2,893	1,601		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	463	428		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	3,999	2,613	319	252
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,208		9,145	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

3. 定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値(現在価値)が変動するリスクや、運用(貸出金や有価証券)と調達(預金)の金利差から得られる将来収益(金利収益)が変動するリスクをいいます。当金庫では金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、市場リスクの管理に努めています。

金利リスク量の計測方法としては、金利が1ベーシスポイント上昇した場合の現在価値変動額(BPV)を月次ごとに計測し、リスク管理を行っています。リスク管理の方法としては自己資本額に対する金利リスク量の比率を計算し、資産や負債の期間構成を変動させること等により、金利リスクをコントロールしています。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII 並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

ΔEVE …… 金利ショック(円貨の場合 金利が1%上昇)に対する経済価値の減少額

ΔNII …… 金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの金利収益の減少額

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均期間	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しています
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約は考慮していません
複数の通貨の集計方法及びその前提	外貨建ての金融商品は取扱いがないため、外貨は集計していません
スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等)	金利ショック幅はリスクフリーレートを使用しており、スプレッドは考慮していません
内部モデルの使用等、 ΔEVE 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは使用していません
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	前年度と比較して ΔEVE は1,386百万円増加、 ΔNII も67百万円増加しました。これは超低金利政策による運用難のため、20年国債等超長期の運用を増加させたことが主な要因です。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	重要性テストの値は基準値(20%)を上回っていますが、自己資本額を考慮すると問題ない水準であると考えています

② 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

銀行勘定の金利リスクについては、 ΔEVE 及び ΔNII のほかにVaRにより金利リスク量を計測しています。VaRについては預金、貸金、預け金、有価証券等の業務別に、信頼区間99%、観測期間5年、保有期間240日の条件により月次で計測し、常務会に報告しています。また、統合的リスク管理として、金利リスクを含む市場リスクに加えて、信用リスク、オペレーショナルリスクを加算した銀行勘定全体のリスク量を計測し、4半期毎に理事会に諮っています。



津信用金庫

津市大門 21 番 12 号 TEL059-228-2181

<http://www.tsushinkin.co.jp>